

監査の結果（平成 30 年 6 月 29 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 28 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 12 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	西部こども家庭センター	平成 30 年 5 月 30 日	平成 30 年 5 月 10 日	実地	2
2	県立呉高等技術専門校	平成 30 年 5 月 29 日	平成 30 年 5 月 9 日	実地	4
3	県立竹原高等学校	平成 30 年 6 月 29 日	平成 30 年 5 月 11 日	書面	5
4	県立黒瀬高等学校	平成 30 年 6 月 29 日	平成 30 年 5 月 29 日	書面	6
5	県立廿日市西高等学校	平成 30 年 5 月 16 日	平成 30 年 5 月 16 日	実地	8
6	県立黒瀬特別支援学校	平成 30 年 5 月 17 日	平成 30 年 5 月 17 日	実地	9
7	広島南警察署	平成 30 年 5 月 22 日	平成 30 年 5 月 22 日	実地	11
8	海田警察署	平成 30 年 4 月 26 日	平成 30 年 4 月 26 日	実地	12
9	廿日市警察署	平成 30 年 5 月 8 日	平成 30 年 5 月 8 日	実地	13

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 西部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 子ども，知的障害のある人，女性に関する相談業務，判定業務，一時保護業務
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目1番26号
- ・組織体制 6課（総務企画課，相談援助課，児童虐待対応課，女性相談課，判定指導課，一時保護課）
- ・職員数 49人（平成30年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績（平成28年度）

ア 児童相談業務

(ア) 相談種別受付件数 (単位：件)

養護	心身障害※	非行	育成	その他	計
951	964	111	54	29	2,109

※ 保健相談を含む。

(イ) 児童虐待対応処理件数 (単位：件)

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
227	110	12	428	777

(ウ) 一時保護状況

実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
152人	2,868人	18.9日	7.9人

イ 知的障害者更生相談業務

(ア) 相談受付件数等 (単位：件)

相談受付件数（取扱実人員）	療育手帳等判定件数	療育手帳交付件数
648	490	524

(イ) 療育手帳判定件数内訳 (単位：件)

最重度㉑	重度A	中度㉒	軽度B	非該当	計
79	148	123	140	0	490

ウ 女性相談業務

(ア) 面接相談主訴別人数 (単位：人)

人間関係					住居 問題	帰宅先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
夫等	子ども	親族	交際相手	その他						
93	9	17	3	9	0	4	1	0	1	137

(イ) 電話相談主訴別件数

(単位：件)

人間関係					住居 問題	帰宅先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
夫等	子ども	親族	交際相手	その他						
501	154	233	31	633	4	1	11	63	0	1,631

(ウ) 一時保護状況

区 分	実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
保護女子	86人 (58人)	1,193人	13.7日	6.9人
同伴児	76人 (62人)	1,318人		

(注) 人員の括弧書きは、DVによる保護で内数である。

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。先進的な取組を参考にするなど、より有効な徴収方法を検討し、更なる徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在]		参考 前回監査時 [平成26年度決算額]	
児童福祉施設措置費負担金	112人	23,526,444円	81人	20,615,064円

2 県立呉高等技術専門校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・ 所在地 呉市阿賀中央五丁目 11 番 17 号
- ・ 組織体制 2 課（庶務課，訓練課）
- ・ 職員数 11 人
(平成 30 年 4 月 1 日現在の常勤職員数)

・ 職業訓練実施状況（平成 29 年度）

ア 施設内訓練

(単位：人)

訓練科目等		訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
普通職業訓練 (普通課程等)	溶接加工科	1 年	20	18	16	4	0
	機械システム科	1 年	20	16	13	4	2
	小計		40	34	29	8	2
普通職業訓練 (短期課程)	介護 サービス科	前期	6 か月	20	26	19	19
		後期	6 か月	20	23	20	19
	CAD ワーク科	前期	6 か月	20	30	20	19
		後期	6 か月	20	25	20	18
	小計		80	104	79	75	66
合計			120	138	108	83	68

(注) 就職者数は、修了 2 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

(短期課程前期の就職者数は、修了 3 か月後における就職者、自営業の就業者の合計。)

イ 在職者訓練

講座名等	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
J I S 溶接技能者評価試験準備講習会	12	10	3	3	3
介護福祉士受験対策講座	24	20	10	10	7
2 講座	合計	30	13	13	10

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 入退庁用カードの管理について

現在、職員に入退庁用カードを貸与しているが、貸与簿等を作成していないため、貸与状況を把握していない状態である。リスク管理の観点に立ち、貸与簿の作成等により貸与状況を把握するなど、入退庁用カードの適切な管理について検討していただきたい。

イ 施設の有効活用について

当校では、実習室・アリーナなど一部の施設について使用頻度が低い状況にある。使用頻度の低い施設については貸し出しを行うなど、施設の有効活用について検討していただきたい。

3 県立竹原高等学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 竹原市竹原町 3444-1
- ・ 教職員数 (平成 30 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 31 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14 人
- ・ 生徒の状況

課 程		全 日 制							
		普通科				商業科			
学科・学年等		1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	80	240	40	40	40	120
生徒数 (人)		42	70	68	180	19	24	26	69
充足率 (%)		52.5	87.5	85.0	75.0	47.5	60.0	65.0	57.5
退学者 (人)		1 (0)				2 (0)			
休学者 (人)		0				0			
進 学 就 職	大学・短大	27 人 (49.1%)				6 人 (20.0%)			
	専修・各種	26 人 (47.3%)				9 人 (30.0%)			
	就 職	1 人 (1.8%)				14 人 (46.7%)			
	その他	1 人 (1.8%)				1 人 (3.3%)			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成 29 年度 (平成 30 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 住居手当の支給について

住居手当の支給を受けている職員が支給対象者としての要件を欠いたにもかかわらず、誤って支給しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

誤支給額	1 名 54,000円 (平成30年4月～平成30年5月)
根拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第5条, 第6条, 第8条

イ 住居届の確認について

住居届の内容については、その記載事項及び居住の実情を証明する書類により、届出に係る事実を確認しなければならないが、確認事項のうち、家賃を負担している事実を確認していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	職員の住居手当の支給に関する規則 第5条, 第6条 住居手当認定要領 (広島県教育委員会) 第2
----	---

4 県立黒瀬高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市黒瀬町乃美尾1番地
- ・教職員数（平成30年5月1日現在）
 - 本務者数 36人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6人
- ・生徒の状況

課 程	全 日 制							
	普通科				福祉科			
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）	80	80	80	240	40	40	40	120
生徒数（人）	77	71	76	224	25	19	12	56
充足率（%）	96.3	88.8	95.0	93.3	62.5	47.5	30.0	46.7
退学者（人）	4（1）				5（1）			
休学者（人）	1				1			
進 学 就 職	大学・短大	29人（37.7%）			5人（26.3%）			
	専修・各種	22人（28.6%）			5人（26.3%）			
	就 職	25人（32.5%）			9人（47.4%）			
	その他	1人（1.3%）			0人（0.0%）			

（注）「学科・学年」の生徒数等は，平成30年5月1日現在である。

- ・「退学者」，「休学者」，「進学就職」の状況は，平成29年度（平成30年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき，フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）のうち一定規模以上のものについては，定期点検を行うこととなっているが，次のもの（定格出力7.5kW以上）については実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

設置場所	製品分類	定格出力
進路指導室	ユニット型エアコンディショナー	9.25kW
パソコン教室	ユニット型エアコンディショナー	11.25kW
音楽室	ユニット型エアコンディショナー	7.5kW
視聴覚教室	ユニット型エアコンディショナー	9.2kW

根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経・環告示 第13号）第2
----	---

5 県立廿日市西高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 廿日市市阿品台西6-1
- ・教職員数（平成30年5月1日現在）
 本務者数 52人
 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10人
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員（人）		200	240	240	680
生徒数（人）		201	229	232	662
充足率（％）		100.5	95.4	96.7	97.4
退学者（人）		4（1）			
休学者（人）		1			
進 学 就 職	大学・短大	125人（53.4％）			
	専修・各種	83人（35.5％）			
	就 職	22人（9.4％）			
	そ の 他	4人（1.7％）			

（注）・「学科・学年」の生徒数等は、平成30年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、平成29年度（平成30年3月）末現在である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

品 名	パーソナルコンピューター 1台
根 拠	広島県物品管理規則 第41条

6 県立黒瀬特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 本 校：東広島市黒瀬町乃美尾 25 番 1 号
安浦分級：呉市安浦町女子畑 133 番 3 号
- ・教職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
本務者数 77 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 4 人
- ・生徒の状況

部・学年等		小学部							中学部				高等部			
		1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
本 校	男子(人)	9	5	3	5	3	3	28	5	5	4	14	10	23	19	52
	女子(人)	3	2	1	1	1	1	9	3	7	2	12	4	13	9	26
	合計(人)	12	7	4	6	4	4	37	8	12	6	26	14	36	28	78
安 浦 分 級	男子(人)												1			1
	女子(人)													1	1	2
	合計(人)												1	1	1	3
合 計	男子(人)	9	5	3	5	3	3	28	5	5	4	14	11	23	19	53
	女子(人)	3	2	1	1	1	1	9	3	7	2	12	4	14	10	28
	合計(人)	12	7	4	6	4	4	37	8	12	6	26	15	37	29	81
卒業者(人)		—							5				21			
進 学 就 職	進 学	—							5 人 (100.0%)				0 人 (0.0%)			
	就 職	—							0 人 (0.0%)				10 人 (47.6%)			
	その他	—							0 人 (0.0%)				11 人 (52.4%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、平成 30 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、平成 29 年度（平成 30 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受財産の管理について

次の借受財産について、財産台帳による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受財産	土地	4,180.07 m ² (安浦分級校舎敷地)
	建物	886.19 m ² (安浦分級校舎)
	土地	213.30 m ² (汚水排水管理設用地)
	土地	580.00 m ² (来客用・職員用駐車場用地)
根 拠	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県教育委員会公有財産管理規則第 50 条 ・広島県公有財産管理規則第 54 条第 2 項 	

イ 備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

品名	ホワイトボード板 1台 電子黒板 1台 時計 1個
根拠	広島県物品管理規則第41条

7 広島南警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目1番34号
- ・所管区域 広島市南区（広島東警察署の管轄区域を除く）
- ・管内面積 23.43 km²
- ・管内人口 123,079人（平成29年12月末現在）
- ・組織体制 7課（警務課，会計課，生活安全課，刑事課，警備課，地域課，交通課）
- ・職員数（平成30年4月1日現在）
 - 常勤職員数 178人
 - 非常勤職員数 20人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島市南区丹那町20番13号先ほか路側式道路標識設置工事 平成29年度 広島市南区宇品御幸一丁目9番3号ほか路側式道路標識設置工事 平成29年度
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）

8 海田警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防, 鎮圧及び捜査, 被疑者の逮捕, 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 安芸郡海田町つくも町1番45号
- ・所管区域 広島市安芸区, 安芸郡(府中町を除く。)
- ・管内面積 157.11 km²
- ・管内人口 147,917人(平成30年2月末現在)
- ・組織体制 7課(警務課, 会計課, 生活安全課, 地域課, 刑事課, 交通課, 警備課)
- ・職員数 (平成30年4月1日現在)
 - 常勤職員数 166人
 - 非常勤職員数 19人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において, 路側式道路標識工事仕様書(広島県警察本部)に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	安芸郡海田町つくも町ほか路側式道路標識設置工事(平成29年度)
根拠	路側式道路標識工事仕様書(広島県警察本部)

9 廿日市警察署

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 廿日市市本町1番10号
- ・ 所管区域 廿日市市
- ・ 管内面積 489.48 km²
- ・ 管内人口 117,487人（平成30年4月1日現在）
- ・ 組織体制 7課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・ 職員数（平成30年4月1日現在）
 - 常勤職員数 135人
 - 非常勤職員数 14人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	廿日市市新宮1丁目7番ほか路側式道路標識設置工事（平成29年度）
根拠	路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）